

鹿屋農業振興地域整備計画の全体見直しを実施します

【農業振興地域整備計画全体見直しの目的】

現在の農業振興地域整備計画（農振計画）は、平成18年1月1日の合併に伴い、旧鹿屋市、旧輝北町、旧吾平町及び旧串良町の農振計画を統合したものです。合併に伴い、農業振興地域の区域に変更が生じたことや、各旧市町の計画策定時から相当の期間が経過したことから、本市農業の総合的な振興を図るために、今後10年間を見通して新たに「鹿屋農業振興地域整備計画」を策定します。

【農業振興地域制度の概要】

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、優良農地の確保とその有効活用を図るために、農業振興施策を総合的かつ計画的に推進

することを目的としています。県が指定する農業振興地域に基づき、市は、農業振興地域整備計画を策定します。

この計画は、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について、農

用地区域を定め、当該区域内においては、原則として農地転用を禁止し、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っていきます。

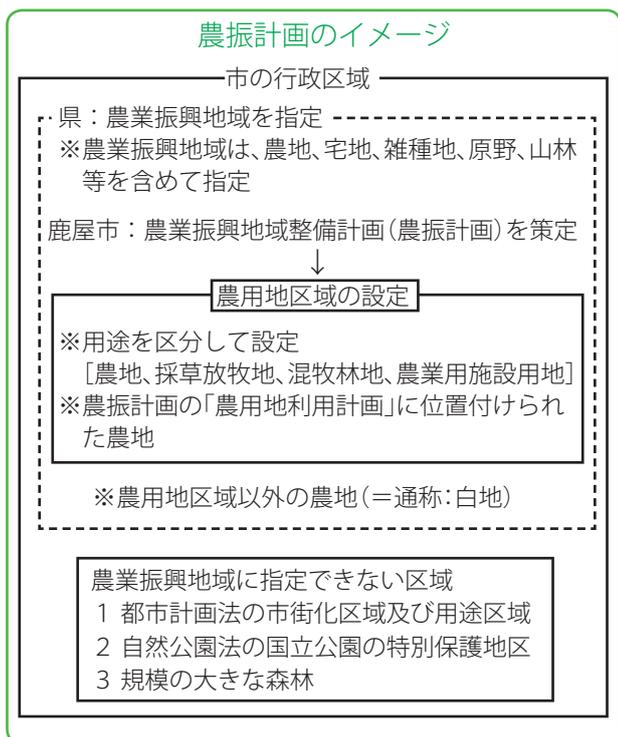
【農用地区域とは】

農用地区域は、市が農業上の利用を確保すべき土地として農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画において定める区域です。

●農用地区域に指定する土地

① 10ヘクタール以上の集团的農用地

農振計画のイメージ



② 土地改良事業等の対象地
③ ①、②の土地の保全又は利用上必要な施設のための土地
④ 2ヘクタール以上又は①、②の土地に隣接する農業用施設用地
⑤ 市が農業上の利用を確保することが必要と認める土地

【農振除外等を一定期間中止します】

整備計画の見直しに伴い、相談受付書の受理・農用地利用計画の変更申し出（農振除外・編入・用途変更）を一定期間中止します。

※現在、農振除外等を検討している人は、ご注意ください。

●個別申し出停止予定期間

平成23年3月11日（金）
～平成24年3月31日（土）

●対象 相談受付書の受理、農用地利用計画変更申出書の受付

【問い合わせ】

市農政水産課
☎ 0994-43-2111
内線 3212